

意見書案第 2 号

ゆたかな学びの実現、教職員定数改善を図るための 2027 年度政府
予算に係る意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり花巻市議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出する。

令和 8 年 6 月 26 日

花巻市議会議長 藤 原 伸 様

提出者 花巻市議会文教福祉常任委員会
委員長 佐 藤 現

ゆたかな学びの実現、教職員定数改善を図るための２０２７年度政府
予算に係る意見書（案）

現在の教育現場は、国際的に突出して長い教員の仕事時間と、それによるストレスの増大、教育予算や人的資源の不足という構造的な課題に直面しています。子供たちの質の高い学びと、教職員が安心して働ける環境を確保するため、これらの課題解決が急務です。そして、以上の課題を解決し、子供たちのゆたかな学びを保障するためには、学校の働き方改革の推進と教職員定数改善とそのための予算措置が不可欠です。

給特法（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法）等改正を受けて、義務標準法（公立義務教育諸学校の学級編制および教職員定数の標準に関する法律）が改正され、小学校に続き中学校の学級編制標準は２８年度までに３５人に引き下げられます。岩手県では、国に先立って２３年度から小・中学校ともに３５人以下の学級編制となりました。今後は、高等学校での早期実施と、きめ細かい教育活動を進めるために、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

また、４月から学校の働き方改革は教育委員会作成の業務量管理・健康確保措置実施計画により進められますが、「３分類」にかかわらず業務の外部移行・委託を行うための国による自治体への財政措置等が不可欠です。

教職員不足や教職志望者の減少により、岩手県内の学校でも欠員が日常的に生じており、学校運営に支障を来しています。文部科学省の「令和７年度『教師不足』に関する実態調査」によると、岩手県の小中学校の義務標準法上の定数に対する充足率は９８．５％（全国平均１００．９％、２０２５年５月１日時点）であり、全国的に見ても低い水準となっています。

文部科学省の「教員勤務実態調査」（速報値、２０２３年４月２８日公表）によると、在校等時間が短縮したものの、持ち帰りや土日出勤を含めた残業時間は、実質月８０時間を超えており、長時間労働の是正が進んでいません。岩手県内の学校現場においても、人的余裕がない中での学校運営が常態化しており、年度途中での育休者・病休者等の代替補充が進まず、欠員が生じてさらに職場に余裕がなくなるといった負の連鎖が続いています。

厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、岩手県では県単独予算による教員配置は講じられていないなど、自治体間で教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度は、２００６年の「三位一体改革」の中で国庫負担率が２分の１から３分の１に引き下げられました。

国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子供たちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子供の学びを保障するための条件整備は不可欠です。

こうした観点から、2027年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう強く要望いたします。

記

- 1 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2 自治体の実効性のある働き方改革を実行するために必要な予算措置を講じること。
- 3 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和8年6月26日

提出先

内閣総理大臣

衆議院議長

参議院議長

文部科学大臣

財務大臣

総務大臣

花巻市議会議長 藤 原 伸